

<http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/20120901/Article102001GN.htm>

全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和國民事訴訟法』改正に関する決定
(2012年8月31日第11期全国人民代表大会常務委員会第28回会議通過)
(2012-09-01) 原稿出所： 法制日報人大立法

中華人民共和國主席令 第五十九号

『全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和國民事訴訟法」改正に関する決定』は、中華人民共和國第11期全国人民代表大会常務委員会第28回会議において2012年8月31日通過しており、ここに公布し、2013年1月1日より施行する。

中華人民共和國主席 胡錦濤

2012年8月31日

第11期全国人民代表大会常務委員会第28回会議は『中華人民共和國民事訴訟法』について以下の改正を決定した。

一、第一三条に一項を追加し、第一項「民事訴訟では誠実信用原則を遵守しなければならない。」とする。

二、第一四条を「人民検察院は民事訴訟に対して法律監督を行う権利を有する。」に改正する。

三、第一六条を削除する。

四、第二五条を第三四条に変更し、「契約またはその他の財産権益紛争の当事者は書面協議によって被告住所地、契約履行地、契約締結地、原告住所地、目的物所在地など紛争と実際に関係する場所を管轄する人民法院を選択することができるが、本法の等級管轄と専属管轄の規定に違反してはならない。」に改正する。

五、一条追加して第二六条とし、その条文は「会社設立、株主資格確認、利益分配、解散等の紛争のために起こされた訴訟については、会社所在地の人民法院が管轄する。」とする。

六、第三八条を第一二七条に変更し、一項を追加して第二項とし、「当事者管轄に異議を唱えずに応訴答弁を行った場合、訴訟を受けた人民法院に管轄権があるとみなされるが、等級管轄と専属管轄の規定に違反した場合はこの限りでない。」とする。

七、第三九条を第三八条に変更し、第一項は「上級人民法院は下級人民法院管轄の第一審民事案件を審理する権利を有する。その法院(裁判所)管轄の第一審民事案件が下級人民法院で審理させる必要がある場合、その上級人民法院の承認を得なければならない。」に改正する

八、第四五条を第四四条に変更し、「裁判官が以下の状況の一つに該当する場合、自ら回避しなければならないが、当事者は口頭または書面によって該当者の回避を申請する権

利を有する

(一) 本案当事者または当事者、訴訟代理人の近親者である。

(二) 本案と利害関係がある。

(三) 本案当事者、訴訟代理人とその他の関係があり、案件の公正審理に影響するおそれがある。

裁判官が当事者、訴訟代理人の接待、贈り物を受けた、または規定に違反して当事者、訴訟代理人と会見した場合、当事者は該当者の回避を要求する権利を有する。

裁判官に前項規定の行為がある場合、法に基づいて法的責任を追及しなければならない。

前三項の規定は書記、通訳・翻訳者、鑑定人、検証人に適用する。」に改正する。

九、一条追加して第五五条とし、その条文は「環境汚染、多数の消費者の合法権益の侵害など社会公共利益を損なった行為に対し、法律が規定した機関及び関係組織は人民法院に提訴することができる。」とする。

十、第五六条に一項を追加して第三項とし、「前二項規定の第三者が本人の責任ではない事由のために訴訟に参加しなかったが、法的効力が生じた判決、裁定、調停書の一部または全部の内容に錯誤があつてその民事権益を損なったことを証明する証拠がある場合、その民事権益の侵害を受けたことを知ったまたは知りえた日から六ヶ月以内に、その判決、裁定、調停書を下した人民法院に提訴することができる。人民法院の審理を経て、訴訟の申立が成立した場合、原判決、原裁定、原調停書の変更または取消を行わなければならない。訴訟の申し立てが不成立の場合、訴訟の申し立ては却下される。」とする。

十一、第五八条第二項を「以下の者は訴訟代理人として委託を受けることができる。

(一) 弁護士、末端法律サービス従事者

(二) 当事者の近親者または従事者

(三) 当事者所在のコミュニティ、組織及び関係ある社会団体推薦の公民。」と改正する。

十二、第六三条を「証拠には以下のものを含む。

(一) 当事者の陳述

(二) 証拠書類

(三) 物証

(四) 視聴資料

(五) 電子データ

(六) 証人の証言

(七) 鑑定意見

(八) 検証記録

証拠は必ず真実だと確認後、事実の根拠と認めることができる。」に改正する。

これに対応して第一二四条、第一七一条の中の「鑑定結論」は「鑑定意見」に改正する。

十三、二条を追加して第六五条、第六六条とする。

「第六五条 当事者自身が示した主張については速やかに証拠を提供しなければならない。

人民法院は当事者の主張と案件審理の状況に基づき、当事者が提供すべき証拠及びその期限を確定する。当事者はその期限までに証拠提出が確かに困難な場合、人民法院に期限の延長を申請することができ、人民法院は当事者の申請に基づいて適度に延長する。当事者が期限までに証拠を提供しない場合、人民法院はその理由を説明するように命令しなければならない。理由の説明を拒否した、または理由が成立しない場合、人民法院は状況に応じてその証拠を不採用とする、またはその証拠を採用した上で訓戒、罰金を科すことができる。

第六六条 人民法院は当事者提出の証拠資料を受け取った後、受取書を発行し、証拠名、ページ数、部数、原本または写し、及び受け取り時間等を明記し、その取扱者が署名または押印しなければならない。」

十四、第六七条を第六九条に変更し、その条文を「法定の公証手続を経て証明された法的事実と文書に対して、人民法院は事実の根拠とし、認めなければならないが、反対の証拠があつて公証の証明を覆すのに十分な場合はこの限りでない。」と改正する。

十五、第七条を第七二条、第七三条、第七四条の三条に変更し、条文は次のとおりとする。

「第七二条 案件の状況を知るすべての団体及び個人は、いずれも出廷して証言する義務がある。関係の団体の責任者は証人の証言を支援しなければならない。

正確に意思表示できない者は証言することができない。

第七三条 人民法院の通知を受ければ、証人は出廷して証言しなければならない。以下の状況の一つに該当する場合、人民法院の許可を得て、書面証言、視聴伝送技術または視聴資料等の方法を通じて証言することができる。

(一) 健康上の理由により出廷できない場合。

(二) 遠方に居住していたり、交通が不便なため出廷できない場合。

(三) 自然災害等の不可抗力により出廷できない場合。

(四) その他正当な理由により出廷できない場合。

第七十四条 証人が出廷・証言義務を果たすために支出した交通費、宿泊費、食費等の必要経費及び仕事を休んだことで生じた損失は、敗訴した側が負担する。当事者の申請によって証人が証言する場合、その当事者がまず立て替える。当事者の申請ではなく、人民法院の通知を受けて証人が証言する場合、人民法院がまず立て替える。

これに対応して第六二条の中の「意志」は「意思」に改正する。」

十六、第七二条を次のように第七六条、第七七条、第七八条の三条とする。

「第七六条 当事者は事実解明の専門的問題について人民法院に鑑定を申請することができる。当事者が鑑定を申請する場合、双方の当事者が協議して資格を有する鑑定人を確定する。協議で合意しない場合、人民法院が指定する。

当事者が鑑定を申請せず、人民法院が専門的問題について鑑定が必要と判断した場合、資格を有する鑑定人に委託して鑑定を行わなければならない。

第七七条 鑑定人は鑑定が必要な案件の資料を理解する権利があり、必要に応じて当事者、証人に質問することができる。

鑑定人は書面による鑑定意見を提出し、鑑定書に署名または押印しなければならない。

第七八条 当事者が鑑定意見に対して異議がある、または人民法院が鑑定人の出廷が必要だと判断した場合、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知を受けた後、鑑定人が出廷して証言することを拒んだ場合、鑑定意見は事実認定の根拠としてはならない。鑑定費用を支払った当事者は鑑定費用の返還を請求することができる。

一条追加して第七九条とし、その条文は「当事者は人民法院が専門知識のある者に出廷を通知し、鑑定人が提出した鑑定意見または専門問題について意見を提出するように申請することができる。」とする。

十七、第七四条を第八一条に変更し、その条文は「証拠がなくなる可能性がある、または以後に取得するのが難しい状況において、当事者は訴訟の過程において人民法院に証拠の保全を申し立てることができ、人民法院も自主的に保全措置を講じることができる。

事態が切迫しているため、証拠がなくなる可能性がある、または以後に取得するのが難しい状況において、利害関係者は提訴または仲裁申し立ての前に証拠所在地、被申立人住所地または案件の管轄権を有する人民法院に証拠保全を申し立てることができる。

証拠保全のその他の手続については、本法第九章保全の関係規定を参照し適用する。」に改正する。

十八、第七九条を第八六条に変更し、その条文は「訴状文書の送達受取人またはその同居の成年家族が訴訟文書の受け取りを拒んだ場合、送達人は関係の末端組織または所属団体の代表者に現場に来てもらい、状況を説明し、送達証明上に受け取り拒否事由と期日を明記し、送達人、証人が署名または押印を行い、訴訟文書を送達受取人の住所に残すことができる。また、訴訟文書を送達受取人の住所に残して写真、ビデオ撮影等の方法で送達過程を記録して送達とみなすこともできる。」と改正する。

一条追加して第八七条とし、その条文は「送達受取人の同意を経て、人民法院はファクシミリ、電子メール等を採用し、その受け取り方法によって訴訟文書の送達を確認することができるが、判決書、裁定書、調停書は除く。

前項の方法を採用して送達した場合、ファクシミリ、電子メール等が送達受取人の特定システムに届いた日を送達日とする。」とする。

十九、第八二条を第九〇条に変更し、その条文は「送達受取人が監禁されている場合、

その所在の監禁場所を通じて転送する。

送達受取人が強制的教育措置を受けている場合、その所在の強制教育機関を通じて転送する。」に改正する。

これに対応して第二三条第三項を「(三) 強制的教育措置を受けている者に対する提訴」に改正する。

二十、第九章の章名、第九六条、第九九条、第一四〇条、第二五六条の中の「財産保全」を「保全」に改正する。

二十一、第九二条を第百条に変更し、その条文は「人民法院は、一方の当事者の行為またはその他の原因により、判決の執行が難しくなる、またはその他の当事者に損害をもたらす可能性がある案件について、もう一方の当事者の申し立てに基づき、その財産に対する保全、一定行為の命令または一定行為の禁止命令を裁定することができる。当事者からの申し立てがない場合、人民法院は必要に応じて保全措置を講じるよう裁定することができる。

人民法院が保全措置を講じる際、申立人に担保の提供を命じ、申立人が担保を提供しない場合、申し立ての却下を裁定することができる。

人民法院は申し立ての受理後、緊急の状況の場合、48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置の採用を裁定した場合、直ちに執行を開始しなければならない。」に改正する。

二十二、第九三条を第一〇一条に変更し、その条文は「利害関係者が、事態の切迫により直ちに保全を申し立てないと、その合法權益が埋め合わせし難い損害を受け得る場合、提訴または仲裁申し立ての前に保全財産の所在地、被申立人の住所地または案件に対して管轄権のある人民法院に保全措置の採用を申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合、申し立ての却下を裁定する。

人民法院は申し立ての受理後、48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置の採用を裁定した場合、直ちに執行を開始しなければならない。

申立人が、人民法院が保全措置を採用した後 30 日以内に法に基づいて提訴または仲裁申し立てを行わない場合、人民法院は保全を解除しなければならない。」に改正する。

二十三、第九四条は第一〇二条、第一〇三条の二条に変更し、次のように改正する。

「第一〇二条 保全は請求の範囲内、またはその案件に関係する財物に限られる。

第一〇三条 財産保全では差し押さえ、押収、凍結または法律規定のその他の方法を採用する。人民法院は財産保全後、直ちに財産を保全された者に通知しなければならない。

財産がすでに差し押さえ、凍結されている場合、重複して差し押さえ、凍結を行ってはならない。」

九五は第一〇四条に変更し、「財産紛争の案件では、被申立人が担保を提供した場合、人民法院は保全解除を裁定しなければならない。」に改正する。

二条を追加して第一一二条、第一一三条とし、条文は以下のとおりとする。

「第一一二条 当事者が共謀して訴訟、調停等の方法を通じて他者の合法権益の侵害を図った場合、人民法院はその請求を却下し、かつその情状に応じて罰金、拘留を科さなければならない。犯罪に該当する場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第一一三条 被執行者が他者と共謀し、訴訟、仲裁、調停等の方法を通じて法律文書確定の義務の履行を免れようとした場合、人民法院はその情状に応じて罰金、拘留を科さなければならない。犯罪に該当する場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

二十五、第一〇三条を第一一四条に変更し、その第一項の第二を「(二) 関係の団体が人民法院の執行協力要請通知書を受け取った後、財産の差し押さえ、押収、凍結、分割、時価換算への協力を拒んだ場合」に改正する。

第一〇四条を第一一五条に変更し、その第一項を「個人に対する罰金額は十万元以下とする。団体に対する罰金額は五万元以上百万元以下とする。」に改正する。

二十六、第一一〇条を第一二一条に変更し、その第一を二つにして第一、第二とし、次のように改正する。

「(一) 原告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法；法人またはその他の組織の名称、住所及び代表者または主要責任者の氏名、役職、連絡方法。

(二) 被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報；法人またはその他の組織の名称、住所等の情報。」

第一一三条を第一二五条に変更し、「人民法院は立件の日から五日以内に起訴状副本を被告に送付し、被告は受け取った日から十五日以内に答弁書を提出しなければならない。答弁書には被告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法；法人またはその他の組織の名称、住所及び代表者または主要責任者の氏名、役職、連絡方法を明記しなければならない。人民法院は答弁書を受け取った日から五日以内に答弁書副本を原告に送付しなければならない。

被告が答弁書を提出しない場合も、人民法院の審理に影響を与えない。」に改正する。

二十七、一条追加して第一二二条とし、その条文は「当事者が人民法院に起訴した民事紛争について調停が適当な場合、まず調停を行う。但し当事者が調停を拒んだ場合はこの限りでない。」とする。

二十八、第一一一一条を第一二四条に変更し、そのうちの「人民法院は本法第百八条に適合する起訴は必ず受理しなければならない。以下の起訴については状況に応じて処理を行う。」を「人民法院は以下の起訴については状況に応じて処理を行う。」に改正する。

第二は「(二) 法律の規定に基づき、双方の当事者が書面仲裁で仲裁申し立てに合意し、人民法院に起訴できない場合、原告に対して仲裁機関への仲裁申し立てを告げる。」に改正する。

第五は「(五) 判決、裁定、調停書がすでに法的効力を生じた案件について当事者が

起訴も行った場合、原告に対して再審請求するよう告げるが、人民法院が訴訟取り下げを認めた裁定はこの限りでない。」に改正する。

二十九、第一一二条を第一二三条に変更し、「人民法院は当事者が法律規定に基づいて享受する起訴の権利を保障しなければならない。本法第一一九条に適合する起訴は必ず受理しなければならない。起訴条件に適合する場合、七日以内に立件し、当事者に通知しなければならない。起訴条件に適合しない場合、七日以内に裁定書を作成し、不受理としなければならない。原告が裁定に不服の場合、上訴することができる。」に改正する。

三十、一条追加して第一三三条とし、その条文は「人民法院は受理した案件について状況に応じて以下の処理を行う。

(一) 当事者に争いがなく、督促手続規定条件に適合する場合、督促手続に入ることができる。

(二) 開廷前に調停できる場合、調停方式を採用して速やかに紛争を解決する。

(三) 案件の状況に応じ、簡易手続または通常手続の適用を確定する。

(四) 開廷による審理が必要な場合、当事者への証拠交換等の要求を通じて争点を明確にする。」とする。

三十一、第一二四条を第一三八条に変更し、第三を「(三) 証拠書類、物証、視聴資料及び電子データの提出」に改正する。

三十二、第一三八条を第一五二条に変更し、第一項の中の「判決書は以下の内容を明記しなければならない。」を「判決書には判決結果と判決の理由を明記しなければならない。判決書には内容が含まれる。」に改正する。

第一項第二を「(二) 判決で認定した事実と理由、適用の法律と理由。」に改正する。

三十三、第一四〇条を第一五四条に変更し、第一項第九を「(九) 仲裁裁決の取り消しまたは不執行。」に改正する。

第二を「前項第一から第三までの裁定については上訴することができる。」に改正する。

第三項を「裁定書には裁定結果と裁定の理由を明記しなければならない。裁定書は裁判官と書記が署名し、人民法院の印章を押印する。口頭裁定の場合、記録書に記入する。」に改正する。

三十四、一条追加して第一五六条とし、その条文は「公衆は法的効力を生じた判決書、裁定書を閲覧することができる。但し、国家機密、商業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでない。」とする。

三十五、第一四二条を第一五七条に変更し、一項を追加して第二項とし、その内容は「末端人民法院及びその派出の法廷が前項規定外の民事案件を審理する場合は、当事者双方の取り決めによって、簡易手続の適用もできる。」とする。

三十六、第一四四条を第一五九条に変更し、「末端人民法院及びその派出の法廷審理

が簡単な民事案件を審理する場合、簡便な方法で当事者と証人を呼び出し、訴訟文書を送達し、案件を審理することができるが、当事者の意見陳述の権利を保障しなければならない。」に改正する。

三十七、一条追加して第一六二条とし、その条文は「末端人民法院及びそこから派遣された法廷による審理が本法第一五七条第一項規定の簡単な民事案件に適合し、目的額が各省、自治区、直轄市前年度の就業者年平均賃金の100分の30以下の場合、一審を最終審として行う。」とする。

三十八、一条追加して第一六三条とし、その条文は「人民法院の審理過程において案件が簡易手続の適用に相応しくないことが分かった場合、通常手続への変更を裁定する。」とする。

三十九、第一五二条を第一六九条に変更し、第一項を「第二審人民法院は上訴案件については、合議法廷によって開廷審理しなければならない。書類確認、調査及び当事者への質問を経て新たな事実、証拠または理由が提出されず、合議法廷が、開廷審理が不要と判断した場合、開廷審理を行わなくともよい。」に改正する。

四十、第一五三条を第一七〇条に変更し、「第二審の人民法院は上訴案件について、審理を経て以下の状況に応じてそれぞれ処理を行う。

(一) 原判決、原裁定の認定事実が明確で、適用の法律が正確な場合、判決、裁定の方式で上訴を却下し、原判決、原裁定を維持する。

(二) 原判決、原裁定の認定事実に錯誤がある、または適用の法律に錯誤がある場合、判決、裁定の方式によって法に基づいて変更または取り消しを行う。

(三) 原判決認定の基本事実が不明確である場合、原判決の取り消しを裁定し、原審の人民法院に差し戻して再審理とする、または事実を明確にした後に判決変更を行う。

(四) 原判決で当事者の遺漏または違法欠席判決等の深刻な法定手続違反がある場合、原判決の取り消しを裁定し、原審の人民法院に差し戻して再審理とする。

原審の人民法院が差し戻し再審理の案件に対して判決した後、当事者が上訴した場合、第二審の人民法院はもう一度差し戻し再審理としてはならない。」に改正する。

四十一、第一六〇条を第一七七条に変更し、「人民法院で審理の有権者資格案件、失踪宣告または死亡宣告案件、公民の民事行為能力なしの認定または民事行為能力制限の案件、財産の所有者なしの案件、調停合意確認案件、及び担保物権実現案件については、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合、本法及びその他の法律の関係規定を適用する。

四十二、第十五章第五節の後に二節を追加し、以下のように第六節、第七節とする。

「第六節 調停合意確認案件

第一九四条 司法による調停合意の確認申請については、当事者双方が人民調解(調停)法等の法律に基づき、調停合意の効力が生じた日から三十日以内に共同で調停機関所在地の末端人民法院に提出する。

第一九五条 人民法院は申請受理後、審査を経て法律規定に適合する場合、調停合意の有効を裁定し、一方の当事者が履行を拒否した、または全部を履行しない場合、もう一方の当事者は人民法院に執行を申し立てることができる。法律規定に不適合の場合、申請却下を裁定し、当事者は調停によって原調停の変更または新たな調停の合意を行うことができ、また人民法院に提訴することもできる。

第七節 担保物権実現案件

第一九六条 担保物権実現の申請については、担保物権者及びその他の権利保持者であって担保物権実現を請求する者が物権法等の法律に基づき、担保財産所在地または担保物権登記地の末端人民法院に提出する。

第一九七条 人民法院は申請受理後、審査を経て、法律規定に適合する場合、担保財産の競売、換金を裁定し、当事者はその裁定に基づいて人民法院に執行を申し立てることができる。法律規定に不適合の場合、申請却下を裁定し、当事者は人民法院に提訴することができる。」に改正する。

四十三、第一七八条を第一九九条に変更し、「当事者がすでに法的効力を生じた判決、裁定について錯誤があると判断した場合、一級上の人民法院に再審を請求することができる。一方の当事者の人数が多いまたは当事者双方が公民の案件については、原審の人民法院に再審を請求することもできる。当事者が再審を申請した場合、判決、裁定の執行は停止しない。」に改正する。

四十四、第一七九条は第二〇〇条に変更し、第一項第五は「（五）審理案件に必要な主要証拠について、当事者が客観的原因から自ら収集できず、人民法院に調査、収集を書面で申請しても、人民法院が調査、収集しない場合」に改正する。

第一項第七は削除する。

第二項は第十三項に変更し、「（十三）裁判官が当該案件を審理する際に汚職、収賄、不正、法に反する行為があった場合。」に改正する。

四十五、第一八一条は第二〇四条に変更し、「人民法院は再審の申請書を受け取った日から三ヵ月以内に審査し、本法の規定に適合した場合は再審を裁定しなければならない。本法の規定に不適合の場合、申請却下を裁定する。特殊な状況のために延長が必要な場合、その裁判所の長官が許可する。

当事者が再審を申請した案件は中級人民法院以上の人民法院が審理するが、当事者が本法第百九十九条の規定に基づいて末端人民法院を選択して再審を請求する場合はこの限りでない。最高人民法院、高級人民法院が再審を裁定した案件については、その裁判所が再審するか、あるいは他の人民法院に再審させることができ、また原審の人民法院に再審を行わせることもできる。」に改正する。

四十六、第一八二条を第二〇一条に変更する。第一七七条、第一八三条、第一八五条、第一八九条を第一九八条、第二〇二条、第二〇六条、第二一二条に変更し、以下のよう
に改正する。

「第一九八条 各級人民法院の院長は自所ですでに法的効力を生じた判決、裁定、調停書について、確かに錯誤があり、再審の必要があると判断した場合、裁判委員会に提出して討論、決定しなければならない。

最高人民法院が地方の各級人民法院ですでに法的効力を生じた判決、裁定、調停書について、また上級人民法院が下級人民法院ですでに法的効力を生じた判決、裁定、調停書について、確かに錯誤があると分かった場合、自所で再審理する、または下級人民法院に再審を命令する権利を有する。

第二〇二条 当事者はすでに法的効力を生じた婚姻関係解除の判決、調停書については再審を請求することができない。

第二〇六条 裁判監督手続に基づいて再審決定した案件については、原判決、原裁定、原調停書の執行中止を裁定できるが、扶養費、養育費、補償金、医療費用、労働報酬等の督促の案件については、執行を中止しないことができる。

第二一二条 人民検察院が人民法院の判決、裁定、調停書に対して控訴を行った場合、控訴書を作成しなければならない。」

四十七、第一八四条を第二〇五条に変更し、「当事者の再審請求は、判決、裁定の法的効力を生じた後六ヵ月以内に提出しなければならない。本法第二〇〇条第一、第三、第十二、第十三で規定の状況に該当する場合、それを知ったまたは知りえた日から六ヵ月以内に提出しなければならない。」に改正する。

四十八、第一八七条は第二〇八条に変更し、「最高人民検察院が各級人民法院ですでに法的効力を生じた判決、裁定について、また上級人民検察院が下級人民法院ですでに法的効力を生じた判決、裁定について、本法第二百条規定の状況の一つに該当すると分かった場合、または調停書が国家利益、社会公共利益を損なうと分かった場合、控訴しなければならない。

地方の各級人民検察院が同級の人民法院ですでに法的効力を生じた判決、裁定について、本法第二百条規定の状況の一つに該当することが分かった、または調停書が国家利益、社会公共利益を損なうと分かった場合、同級の人民法院に検察建議を提出し、かつ上級人民検察院に報告することができる。また上級人民検察院に同級の人民法院に対して控訴するように促すこともできる。

各級の人民検察院は裁判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判官の違法行為について、同級の人民法院に検察建議を提出する権利を有する。」と改正する。

四十九、二条を追加して第二〇九条、第二一〇条とし、以下のとおりとする。

「第二〇九条 以下の状況の一つに該当する場合、当事者は人民検察院に対して検察建議または控訴を申請することができる。

- (一) 人民法院が再審請求を却下した場合。
- (二) 人民法院が期限までに再審請求について裁定しない場合。
- (三) 再審判決、裁定に明らかな錯誤がある場合。

人民検察院は当事者の申請について三ヶ月以内に審査し、検察建議または控訴を提出するか否かの決定を行わなければならない。当事者は人民検察院に対する検察建議または控訴の申請を再び行ってはならない。

第二一〇条 人民検察院が法律監督職責の履行のために検察建議または控訴を提出する必要がある場合、当事者またはその他の者に対して関係状況の調査、確認をすることができる。」

五十、第一八八条を第二一一条に変更し、「人民検察院が控訴を提出した案件について、控訴を受け取った人民法院は控訴書の受け取り日から三十日以内に再審の裁定を下さなければならない。本法第二百条第一から第五で規定する状況の一つに該当する場合、一級下の人民法院に再審させることができるが、その一級下の人民法院で再審されたものはこの限りでない。」と改正する。

五十一、第一九四条を第二一七条に変更し、「人民法院が債務者から提出された書面異議を受け取った後、審査を経て異議が成立した場合、督促手続終結を裁定し、支払命令は自動的に失効する。

支払命令が失効した場合、訴訟手続に入るが、支払命令を申請した方の当事者が提訴に同意しない場合はこの限りでない。」に改正する。

五十二、第二〇七条を第二三〇条に変更し、第二項を「申請執行者が詐欺、脅迫を受けて被執行者と和解合意に達した、または当事者が和解合意を履行しない場合、人民法院は当事者の申請に基づいて原発効法律文書の執行を回復させる。」に改正する。

五十三、一条追加して第二三五条とし、その条文は「人民検察院は民事執行活動に対して法律監督を行う権利を有する。」とする。

五十四、第二一三条を第二三七条に変更し、第二項第四、第五を次のように改正する。

「(四) 判決の根拠である証拠が偽造である場合。

(五) 相手方の当事者が仲裁機関に対して公正な判決に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合。

五十五、第二一六条を第二四〇条に変更し、「執行者が執行申請書または執行引継ぎ書を受け取れば、被執行者に対して執行通知を発しなればならず、かつ直ちに強制執行措置を講じることができる。」に改正する。

五十六、第二一八条を第二四二条に変更し、「被執行者が執行通知どおりに法律文書で確定した義務を履行しない場合、人民法院は関係機関に対して被執行者の預金、債券、株券、基金割当て等の財産状況を確認する権利を有する。人民法院は状況に応じて被執行者の財産を差し押さえ、凍結、分割、時価換算する権利を有する。人民法院が確認、差し押さえ、凍結、分割、時価換算する財産は被執行者が履行すべき義務の範囲を超えてはならない。

人民法院の財産の差し押さえ、凍結、分割、時価換算の決定では、裁定を下さなければならず、かつ執行協力通知書を発し、また関係機関は必ず処理しなければならない。」

に改正する。

五十七、第二二三条を第二四七条に変更し、「財産が差し押さえ、押収された後、執行者は被執行者に対して指定期間内に法律文書が確定した義務を履行するよう命令しなければならない。被執行者が期限までに履行しない場合、人民法院は差し押さえ、押収された財産を競売しなければならない。競売に適さない、または当事者双方が競売を行わないことに同意した場合、人民法院は関係機関に委託して換金する、または自ら換金することができる。国家が自由売買を禁じた物品については、関係機関に対して国家规定に基づく買い上げ価格で引き渡す。

五十八、第二四二条、第二四三条は削除する。

五十九、第二四五条は第二六七条に変更し、第六は「(六) 送達を受ける者が所在する国の法律が郵送での送達を許す場合、郵送で送達でき、郵送の日から三ヶ月経過しても送達物が返送されず、各種の状況に基づいてすでに送達したと判断できる場合、期間満了の日を送達とみなされる。」に改正する。

第六の次に一つ追加して第七とし、「(七) ファクシミリ、電子メールなど送達受取人が受け取ることができる方法を採用して送達する」とする。

第七を第八に変更し、「(八) 上述の方法で送達できない場合、送達を公告し、公告の日から三ヶ月を経過すれば送達とみなす。」に改正する。

六十、第二十六章「財産保全」は削除する。

民事訴訟法の関係の章、節の番号及び条文の番号は本決定に基づいて相応の調整を行う。

本決定は2013年1月1日から施行する。

『中華人民共和國民事訴訟法』は本決定に基づいて相応の改正を行い、改めて公布する。

新華社北京8月31日発